

## 「くらしたい国、富山」推進本部設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 大都市圏等から富山県への移住・交流を促進することにより、本県地域の活性化を図るため「くらしたい国、富山」推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事業を行う。

- (1) 移住・交流の促進に係る情報発信に関すること。
- (2) 移住・交流に関する受入体制の整備に関すること。
- (3) 移住・交流に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他、移住・交流者受入れのために必要な事項

### (組 織)

第3条 推進本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 1名
- (3) 監事 2名

2 本部長は、富山県知事(以下「知事」という。)をもって充てる。

3 副本部長及び監事は、本部長が指名する者をもって充てる。

4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠により就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

6 本部長は、推進本部を代表し、会務を総括する。

7 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代行する。

8 監事は、推進本部の会計及びその他の事務を監査する。

(本部員)

第4条 本部員は、学識経験を有する者、経済団体・市町村の代表者の中から知事が委嘱する者とする。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

2 会議において議決する事項は、次の通りとする。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他重要な事項に関すること。

3 会議は、本部員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議事は、出席本部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議に出席できない本部員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の本部員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

6 本部長は、必要に応じて、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(会計)

第6条 推進本部の事業計画及び収支予算は、会計年度毎に本部長が作成し、推進本部の会議の議決を経なければならない。

2 推進本部の事業報告及び収支決算は、会計年度毎に本部長が作成し、監事の監査を経たのち推進本部の会議の承認を得なければならない。

3 推進本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(幹事会)

第7条 推進本部に、「くらしたい国、富山」推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、推進本部で検討された事項について、具体的な実施方法等に関して協議するとともに、官民が協力して移住・交流者の受入体制を構築し、多様な移住・交流サービスを提供することによって、首都圏等から富山県への移住・交流を促進するために必要な事業を行う。
- 3 幹事会に会員を置く。
- 4 幹事会には会長を置き、会長は、富山県知事政策室長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会には副会長を2人以内置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 6 会長は、幹事会を代表し、幹事会の会務を総括する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

#### (事務局)

第8条 推進本部及び幹事会の事務を処理するため、事務局を富山県知事政策室地域振興課に置く。

#### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成19年6月20日から施行する。
- 2 推進本部の設立当初の会計年度は、第6条第4項の規定にかかわらず、推進本部設置日から平成20年3月31日までとする。